



貞丈雜記

九



73
6188
9



7 3
 6188
 卷 9

貞丈雜記卷之九

書札之部

- 三真相應之事
- 心おりの文之事
- 拾文上包紙ニテよりニテ事ニテ 圖
- 小文禮紙之事 圖
- 結状之事 圖
- 法内書法教書 圖
- 奉書之事
- 式の立文之事 圖
- 上卷之事
- 禮紙之事 ニテ事ニテ 圖
- 小文の事
- 腰文之事 圖
- 小文之内書
- 法下文之事

雜記九

目一



- 勘文の事
- 廻状清書
- 七枚起清
- 真名草名
- 箱曲お上書 圖
- 貴合の状目録木の事
- くら町の手紙 片苗字
- 小紙名
- 七枚起清又字の事
- 香奠香典
- 散状の事
- 起清又起又状
- 判花押等 五ヶ条
- 二字を 名博
- 文書消息 一書以上
- 目録の事 七ヶ条
- 書状宛所
- 合點 元書
- 早記 この事
- 目録諸白 この事

- 祝著の事
- 關字の事
- 進物上包書法
- 眞摺精進物目録
- 之色目録別儀目録
- 壁書の事
- 位署書の事
- 付状 披書状
- 歩付書 服付
- 起清徳の事
- 曾我流書札法
- 申状初着状二着状木
- 太刀目録清の事
- 目録料紙の事
- 馬代目録書法
- 過書の事
- 候の字
- 内封状
- 徳文手紙の事
- 著列

- 一 封入之事
- 一 出家之服付
- 一 返書之習文字
- 一 出家之宛所
- 一 教書之外題
- 一 乞索歷状
- 一 歩渡引渡引付
- 一 一書合啓一書合啓
- 一 自身之事、此之字付事
- 一 状之止所七段
- 一 上所服付重言之事
- 一 女房ちりし事
- 一 弓征矢弓二張目録書法
- 一 硯水水々々法
- 一 白状及急状
- 一 公帖之事
- 一 上所之事
- 一 宣得比意比之文字
- 一 珍重之文字
- 一 上文之事

- 一 肩書下書
- 一 右掌之事
- 一 下馬札之始
- 一 公事文
- 一 封入紙付事
- 一 裏書之事
- 一 日出度々々々の事
- 一 進物類之部
- 一 七献之引出物之事
- 一 城殿包之事
- 一 目錄之回着
- 一 安堵之事
- 一 書札候子題之事
- 一 勘合之事
- 一 押紙柳紙
- 一 公事文状
- 一 式々引出物之事
- 一 進物類之事

- 美物の事
- 荒物 荒巻
- 道物忘る事
- 馬代る事
- 進物小袖之事
- 馬進物引添之事
- 太刀馬進上
- 干鯛進物
- 進物水引結物
- ういあ巻の葉
- 真海川之事
- 金襴付巻
- 弓征矢法進物
- 纏頭 腰差之事
- 水引紅白花之事
- 舞引出之事

以上

貞丈雜記卷之九

伊勢貞友
千賀春城
岡田光大
司 校

書札之部

書札の礼今世大に遠く古法に用ひるは
いと故実ハ明らけ知るべく

一 書札は三志ん相應とふる所有り 三志んハ三真之 文言を真よ

まらし 文言のよも 文字を真よまらんと 文を真よるは

真よするは 文を真よるは 此三志の掛るを三志んお相應と

拵ハこれハ相應と何らざる也 行草もけ心を用ひてお

應よまらぬあり

明月記云七月一日
早且窈窕等名早
書載極紙在裏紙
副書狀以馳立文之
奉二品云々

書札糸云杉原
一重上卷横一枚
立文ト云是八本式
書狀也年頭等二

陸文ノ上下ヲ
紙ヨリニテ結
ヲ取替檢ト云

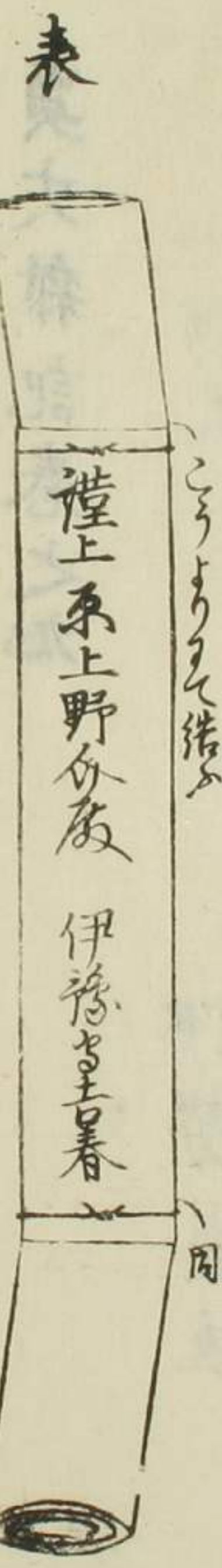
一 式シキの立文タテブミと云ハヒひきりぞヒ先書状サキガキを書て其上を別の白紙

にて巻くこを禮紙レイジと云扱礼紙の上を又白紙シラヒで包い
包紙ツミの上下をこは状より餘ヒをかきまらうひは左へおりま

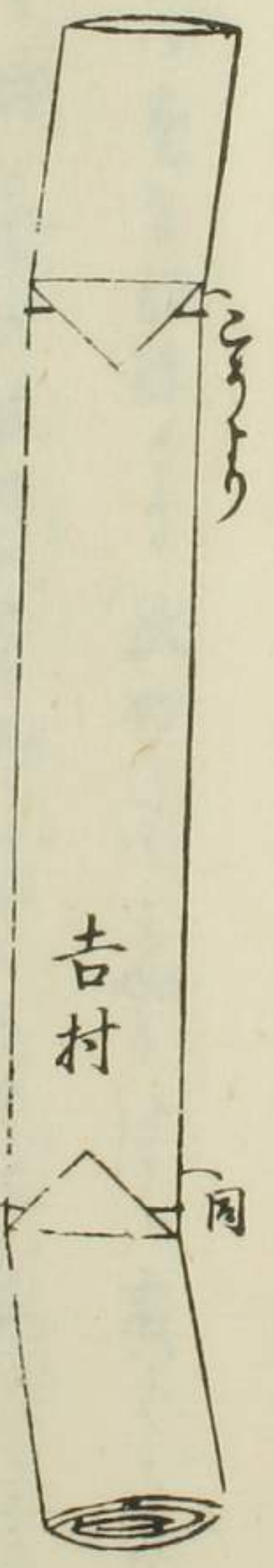
右へ折て扱うろの方へ折るは禮紙レイジの權上書ケンジヤウガキの時ハヒ等輩
謹上キンゼンあり 状と別の紙を用ひ進上書シンゼンウガキの時

友紙トモガミを用ひ 友紙トモガミを用ひ 友紙トモガミを用ひ 友紙トモガミを用ひ

あゝバ封フサメをヒかぬ謹上キンゼンと進上シンゼンとをヒかぬ状シマハ封フサメを

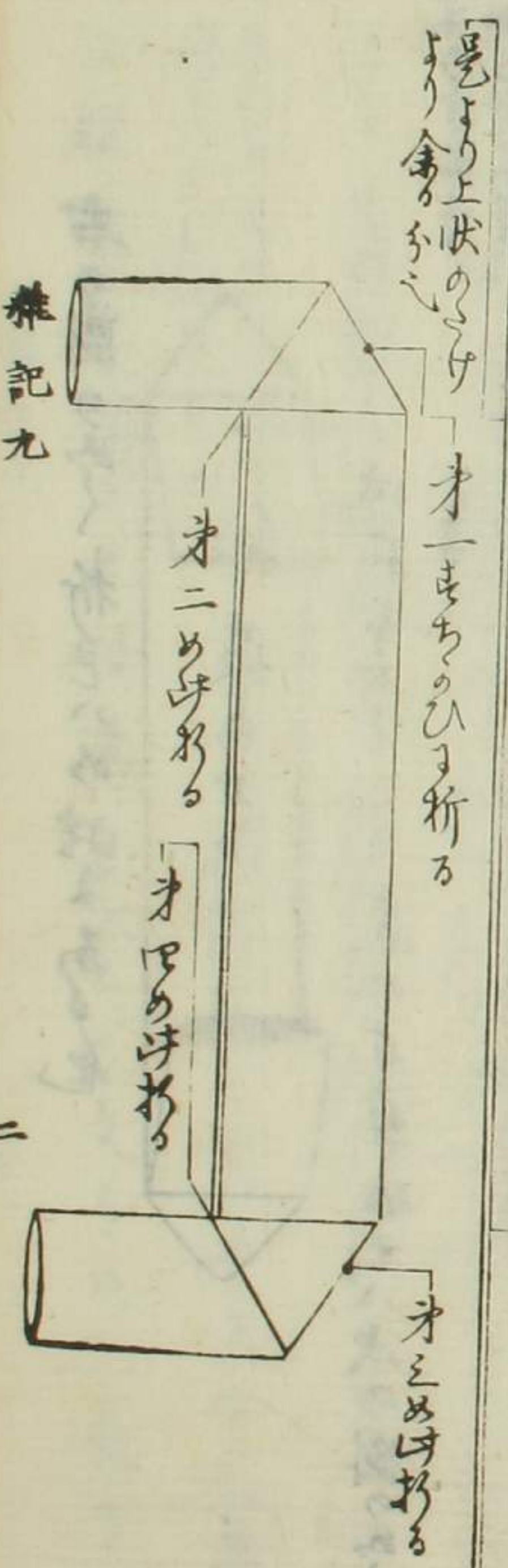
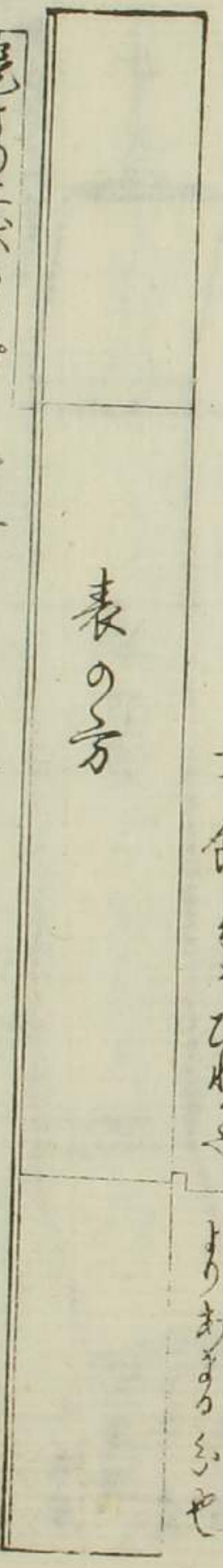


表



宛不出振多て書札の古より今時の形振り文ハ頭をとり檢
又禮紙表巻も亦古の法とい大なる違也

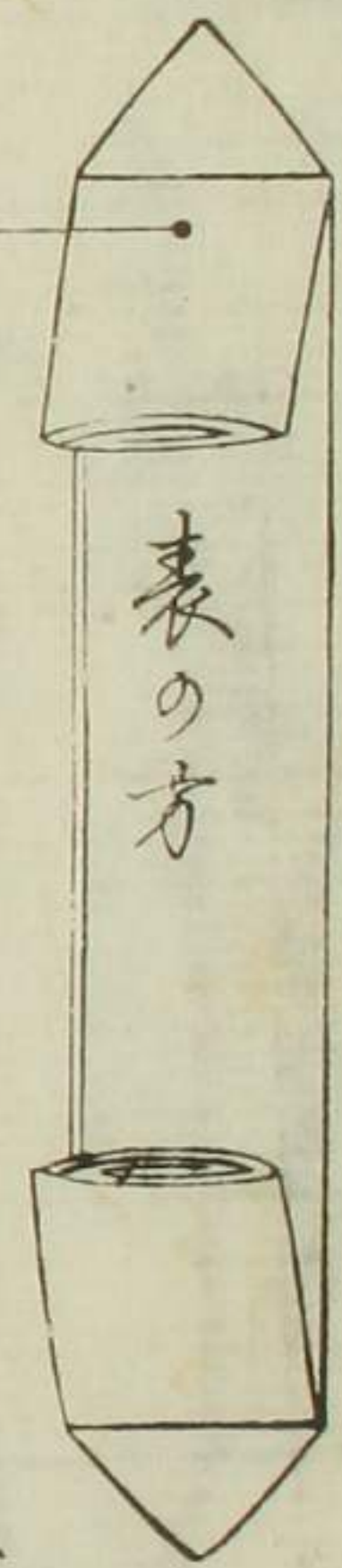
○ 表巻檢り檢り圖



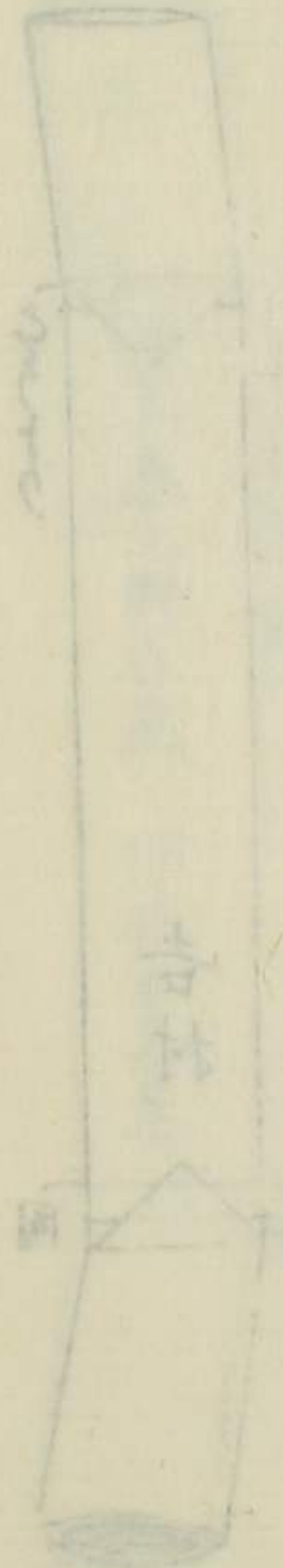
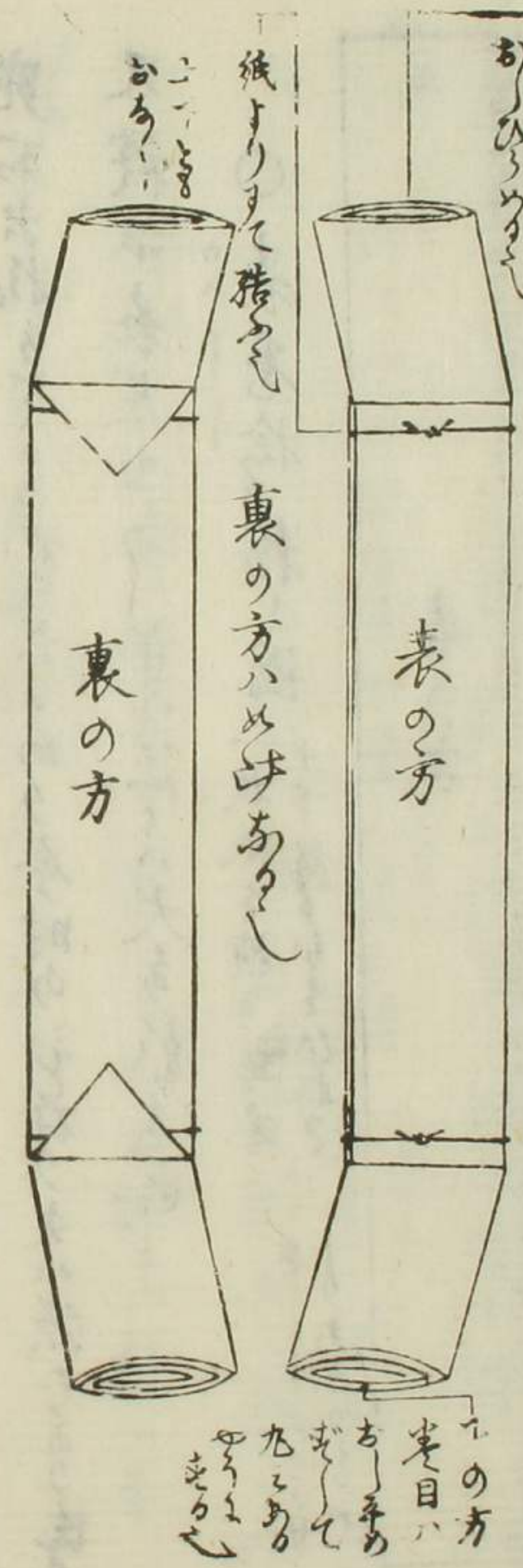
雜記九

二

右の図の如く折じはめ込まある也



此所を上下とも裏の方へ折返せば次の図の如く



右の如く巻をむすむる状の如く之を折く廣くはれれば
 むすむ時上下の紙のむすむる如くむすむるむすむるの如
 あり杉束の状ありハ大袈裟の巻くるもむすむる如く
 けりありませし

一 むすむる如くむすむる書札禮状等云々たて文ハ上短く
 下長くむすむるべし女房文ハ上長く下みどつく拾ふ
 巻よりよりませし ゆあるや 不可有之又判形
 一 この巻うハ何ありのこをこくありませし 云々判形
 とつみむすむる女の方へ 玉章秘傳抄云々普通の三巻
 上短下長拾ふ也女房へ巻せ立文をハ上長下短

光大 補正して記す

才一のお目

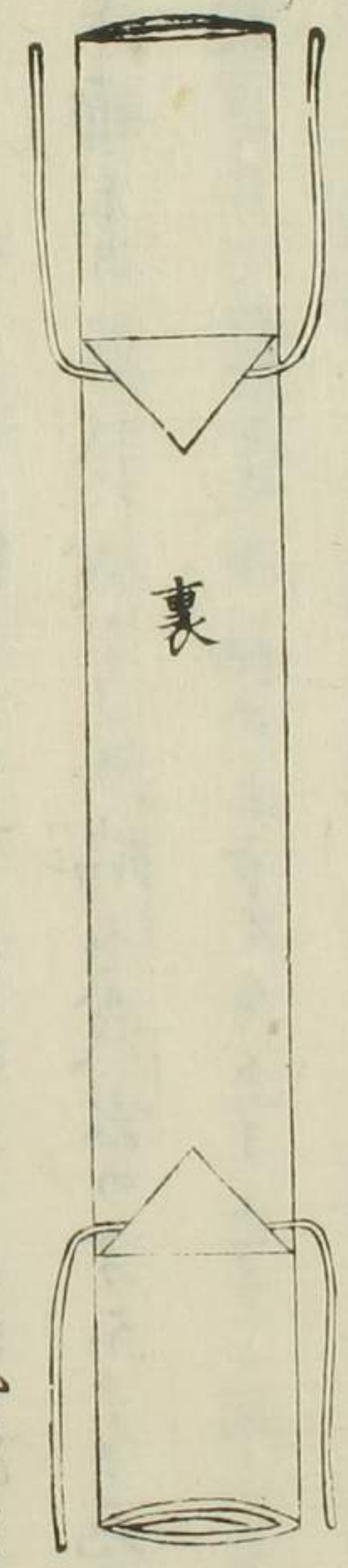
才三のお目



右の如くお目の間紙よりをけきこえてたるみて三角ある所を状のうら此方へ折返せばこの如くある

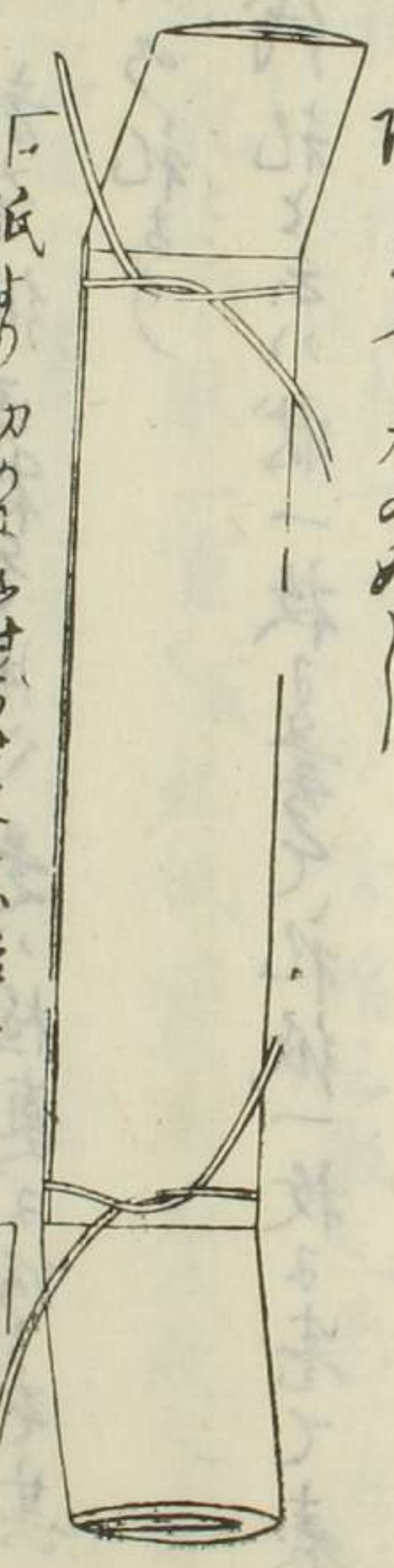
紙よりをぬ折目はあそおく

上目



お右の紙よりを表まて真結よまろくし此結やま口傳あり前文は貞文箱のつとどたる趣を思ふ

右の如くすすの如く



紙より初めをぬけたるてま流す

向の如くすすの如く

本文もれら
多をらう
又ハ追啓あり
本久はれら
古ハ本久は追書
キハ本久は礼

一書状よりいしと云ハ文字を出残しる白き紙ををらうと云ふ人あり何層ありとらひしとハ禮紙と書て状の上を白紙にて巻くも此相上を^{ウツマキ}上巻として別の紙にて包て宛^{オウケ}宛と書くは是即事り文の多し腰文もらうしと云書札類ハ聞書は云礼紙にて左にバ^{タテマ}立文ハ杉原一枚を出て上上一枚礼紙お上寄様と書て上下をひ折り之又一文を

雜記七

五

七紙ノ礼紙云云
ノ礼紙ナド云
テノ字ヲ入レ紙
ノ字ヲ付ルハ俗
ナリ非ナリ

礼紙ハ三ツツを切て巻て袖上巻入ルル云々 三ツツノ礼紙

一 禮紙コイシニ七紙シチシライ礼五紙ゴシ礼三紙サンシライ礼と云ふ

○七紙礼と云ハ紙ニ枚重て状を書き礼紙ニ枚表巻ニ枚之

極真の禮ニ又柳心葉葉云晴礼以ニ枚表紙常書以ニ枚

為禮紙ニ文又加礼紙一枚以ニ枚為立紙初皮云ハ

嚴重可然云々 ガシ 初合七枚也

○五紙礼と云ハ状一枚書て礼紙一枚表巻ニ枚

初合紙五枚を用之是ハ極真ニ阿ふぞ其次あり

真の礼あり

○三紙礼と云ハ状一枚書て礼紙一枚表巻ニ枚

尋問答云
五枚車用裏
紙加懸紙以ニ
枚為立紙以上
五枚也極恐之
林也

一枚を横ニ折て巻くハ初合ニ枚ハ是ハ通例あり

一 四紙礼シライと云ハ状一枚重ニ枚礼紙一枚表巻ニ枚との説あり

この名目古書ニ見え用處の云々

一 小文の礼紙と云フ 一 紙三紙の禮も云ふ也子又 杉系

を三ツツ切リ調し多子の時ハ堅紙を三ツツ積リ四ツツ切

放し残ニツツを横ニ置一ツツ切放し残ニツツを

文をましく一ツツ分禮紙一ツツ巻右の堅紙にて表

を三ツツ杉系の時ハ一枚横ニ三ツツ積リ一ツツ切放し

ニツツ切リ礼紙表巻ニ用ひ二ツツ分状を書き上下を

捻る事 紙より結ふ宛不以下 上中下常の

内書に教書ハ
 伊勢守方ニテ
 洞達スル故能知
 ル也貞頼記ニ云
 内教書カヨク云
 紙一紙を中より
 二枚分このめく
 のは上巻を公の
 らせしめて御
 と謹言ある
 不之と及途名
 案述云々
 建治行能御夜
 催書礼抄云將軍
 家ヨリ被成ス御
 教書ト云 御教書
 月日アリ
 御内書ナリ

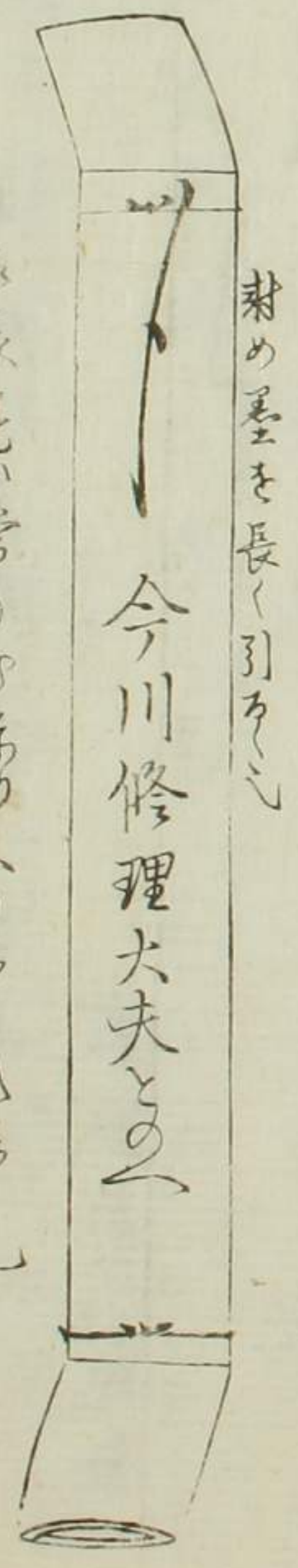
きたけは切合を巻之小文の附ハ礼紙ひらきを八中分ナリ
 一 内書も涉教書も公方極の内書之内書と内教書との
 内書ハ内中引合一手ふあて封之常の云状の如く内判
 涉教書ハ杉系一枚よあて封之表巻を只押おて裏巻を
 不引又内書ハ月日斗之内教書ハ年月月日をづけ
 書之庶苑院殿勝定院殿西代子日の下は法諱内判
 立く内表巻ハ内諱斗之善廣院殿内判内諱斗又内
 判斗ある所内表巻ハ法判を只抱也内書の内書

案文九の如く 永正五年の内書也

就遠江國守護職之儀多目万延至來迄
 目出也

七月十三日 内判

今川修理大夫とあり



内表巻ハ常の形有り文のめくひき

内教書の如く案文九の如く

於結城中勢大輔館致合戦親類被官余

雜記九

九

或討死或被^{カズル}痲之案尤神妙不可勵軍功
之状此件

永享十一年八月廿八日 淨判

岩城左京亮殿

上下をひひび
只おれ

淨判

又ハ
此律

武雜書札篇云淨判法教書とヤハ松系落やうの事切
調進之云々今の世ハ法内書は教書のつらめをきり
人等一俗説は法内書ハ内書とて強かり法書ハ教書ハ
表書より給るは書之あどく云ハ何處より法内書

内封たて文ト云
百宗五六双紙
ニアリ捨支ハ
ナリ内書モ
内封出ト云
フ心

法教書ハ表面より給るは書之法内書と云ハ表書のこと下を
死ありト！ 此付して法書を内封し心之は教書ハ
法内書のつらめをきり
一 法教書ハ二部あり一ハ淨判法教書二ハ法書ハ法教
三ハ法教書ハ法内書と云ハ年号月日法内書ハ判
すてあるを云法書ハ法教書と云ハ年号月日法内書ハ判
いハ法教書と云ハ法内書と云ハ年号月日法内書ハ判
管領より調て書出ハ奉の字をそのもて毎ハ執達此件
あどく書之法教書と云ハ年号月日法内書ハ判
法書ハ法内書と云ハ年号月日法内書ハ判

管領ノ法教書
云ハ法領より
法書ハ夫ラ貴
法内書ト云ハ
管領ノ書ト云
云ハキ也奉行
ヨリ出スヲ奉
行ハ年号ト云
云ハ

一 小文の由内書と云も何り是も公方様の出書之由札條と云
 小文ハ切書子又於原也云々押折るハ少意ハ内書
 小ハ内小文をハおし折ゆ云々小文の由内書ハ上下をわけて拾ふ云々
 一 奉書と云ハ公方の上意をうけ給ふを記し故を奉書と云
 奉書の名のやは奉の字をかく書きたるハ駿河守義村
 あり書之奉の字うけたすりて云々
 一 治下文ハ政所より書き下す状也文言の始終は下と云云
 書ハ一と云々古き案文の由
 鎌倉頼經
 將軍家政所 下
 補任
 地頭職事
 前近江守信綱法師

右人兼久兵亂宇治河鋤鋒之勸賞豊浦庄之督可為
 彼職之状所作外件以下

文曆二年七月七日

案主左近將曹菅原
 知宗事内舎人清原
 令丸衛門少尉藤原
 別當相模守平朝臣
 武藏守平朝臣

右案文事鑑卷三十二見より外も案文多し
 右の文言ハ兼久の
 乱は往々本信綱宇治川の先陣の勸賞又豊浦の庄を賜りて
 所の由中文也其思の庄の役人ハ希近江守信綱治郎を
 此証職又作付らるる旨を中後中書に云々
 雜記九

一 勘文カモンと云ハ古例書をかん久又ハ陰陽師フシヨウシ日どり方角あり

かんぐハ其外何れもかんぐハを書きし禁中又ハ將軍家もかんぐも書きし勘文と云ふそかんぐハ

と云む勘文ハカモンあれともカモンと云むるあり

一 散状サンジヤウと云ハ廻文クワイガクの事今時廻状と云あり本職書四十

建長五年 九日乙酉隨兵事今日彼廻散状書指七月ノ第ニ

右来ル八月放生會可有法社系各兼タイシカリキヌラ可致系向迴廊之

供奉之状依作所廻出件

右放生會可有法社系各兼可致系向迴廊之

状依作所廻出件

一 廻状クワイガクの清書ハ我名の中ハ奉の字を以て書きて奉の字を以

てナシキヤスルと云む字ある故作の趣を以て書きたり云奉

也但書ハ王君の作の趣を以て書きたり云奉の字を以て

も何れも書きたり云奉の字を以て書きたり云奉

一 起清文キシヤウモンと云ハ清書を發起して王君の清文ハ起清文

の事ハ三代實録に見ゆる小野春風が起清、不意の用心

乃為ハ此調物なる布を以て保侶ホロ一子領とホシイブク備袋とを

作り並たき中清ハ在り又誓詞セジを書き之を起清冬

非佛ヒツツ一対一神符佛符を清ひきり又之佛非一対一

の起清文ハ慈惠ジエ信より始り古今著書集シヤウシヤウ云六

律ハ法也持律
トハ法ヲタモツ
也佛法ヲタモツ
フ云ニリ

賀縁阿闍梨と云え一人何もの意趣ありきん意趣
修正を濫行肉食の人とす不実利口をりりりり
修心よりきく給ていきてをりて起清文を書て三塔了
救済せられりる何云

若謂令破戒無慙之僧住持天台座主者恐貽狐
疑於先賢方致狼藉後輩者歎因茲今對三寶
披陳此事

持律の人よそりるをヤ付るむらひとてくふありき
けりしそ起清のおこりられありき

一 誓文状の又言の内神名をかく小伊豆箱根西不

権現を書くる後極阿院貞永元壬辰年鎌倉將軍頼朝
の時執権北条武藏守平春時奉行頭人共政り私
せりしと連判の起清文を書し阿伊豆箱根の神名を書
載し由東鑑りん元り是ハ相摸西鎌倉りてのりあるゆへ
そ近邊の神名を去りて其例りて他國りても伊豆箱根
を書りて他國りても伊豆箱根の神名を書り及ハす
あり神名を書りきり
一 七枚起清と云り牛玉のうらま起清を書くるり始詳
あり義經記卷の四土佐房義經の付あり上り案り土
佐房りけるハくうり人のむちりをりりりりりりりりりり

為ある故判と云也我々人々を以て今即乃
半を以て判と云是も右同意也判断の義也

一押字花押草名二合二別の事あり記しこれ委しくおら
ざる故記す左の如し

○押字と云ハ名案の字を草に畧して自分くの義あり
用ひて書く事也○右の押字は二合二別の品あり
二合と云ハ名案の二字を以て合せし作りしを云ふた
名案通方ありハ**糸**め結の形也○二別と云ハ名案の上ハ
字をハ常の字に書し下ハ字を草に書し作りし
たとハ名案通方ありハ**通**方ハ此の如し○花押と云ハ名案

字を不用して別ハ人々の好よりて草木の花葉を獸毛
物も外何ありとも其形を押字の如く作りて用ひて云花と

云ハハもあやうと云候も借りしもだてあひ心くきと云

水鳥也 **桃**也此類人々の巧は是て品々の形あり

山田世地下人の出刺名案の字を以て用ひて色々の形を
くも花押の如く云ふハ**西**也此ハ花押の如くあり

押字ハハあり也 ○草名と云ハ名案の字を甚畧して
筆を以て之を我ハハとも人ハハハの如く云ふ

押字花押とハ又別ありされども押字花押の如く我ダ
志すは用ひて古筆の文書の中ハ

めけ書するあり見の季継といふ名案を以て書し置るべし
是れ我らうりよめて人のよまれぬ程に居りしころ也

惣て通例の書札の筆を押字と花押とを草名とも
わらわらとつらふといふもかてくわくつらふの如く

差別あり押字花押草名の三つづれを用ひしとも
人の好まばせ用多し其人の持つてあるは用多し

一 我名判とす カウシ 弘安礼節の趣ハ一は官姓名判ハ二は官判 判ハ 三は官判 判ハ

書て判を以て名案を 二は名案 名案を以て書し 四は判 官も名案
姓氏もふくむ 三は名案 姓名官も書し 四は判 官も名案
不かくて判字を以て名案を以て書し 判ハ名案を以て書し
書て判を以て名案を 三は名案 姓名官も書し 四は判 官も名案

暗義の用あり 五は二合と書し

判を以て論名案も姓氏も書し
友の中は二合と書し大綱言二合と書し

武家書札の法式ハ弘安礼節より出たり 弘安八年に定められ
公家の式法より官位の高卑より定められし武家

にてそ終ハ用ひざりき それハ准じて書し 武家
弘安礼節ハ不用といふ説あり 用ひて 准じて用多し

一 公家にてハ自筆とて名案 名案を以て 澄按とす
也判を書くハ名案を以て代りとす 判ハ名案を草子崩して

書て 判を以て名案を以て代りとす 判ハ名案を草子崩して
あり 判を以て名案を以て代りとす 判を以て名案を以て代りとす

武家にてハ自筆とて名案を以て代りとす

判を書きを以て控授とす此は判を書き重くして
名案を去るの類一是は家武家の相違也

一 後代世の風俗悪く成るは偽ある由(世の人相するごとく)
つらかりしは偽て名づる判をうりしは控授ある事
との由ひは判の上は名案を書き名案の中は判をうりし
取るにや世をうりしれども猶うりしは判をうりしは判
との傍に判をうりしをせしむるも控たすずと誓詞
起請文より名案判の上は血を中してぬる事ありし事

一 真名草名ノ事 吉部秘訓抄第三云報牒可加草名近代
真名也又云吉書 署事中少辨次第云内案加真名正文加

官職難儀云檢別
判ハ草名ト申也
名案ノ二字ヲ用シ
テ草ニシテ物也仍
テ草名ト申カ本ナリ

〇名案ヲ書クヲ真
名ト云判ヲ書クヲ草
名ト云也文書ノ本
文ハ他筆ニテモ真
名草名ハ必自筆
ニテ書ク也草名略
備也本式ニ真名ヲ
書也

草名と見こり 報牒ハ状の返事之吉書とハ禁中より正月吉日
聞申申文也その文は連名をうりしを署といふなり真名とハ名案を
書く也草名とハ判をうりし内案とハ内々の素文あり正文とハ本紙の
事にて表むる一歩を去る也

二字を奉る事又名簿といふ事古今著聞集刑部丞義光
六條修理大夫顯季は二字を書きたりし事あり又十訓抄
民部卿文執が餘慶僧は二字を書きたりし事あり江談抄
も二字を書きたりし事あり二字とハ我名案の二字の事なり
人と何るぞを論し論よしけり可まき人又歸服し

あさぐさ時よき事ありし事二字を書きたりし事密嚴上人行状記
又云六條判官源為義二字警上人状云

為義

是二字ナリ

保延五年己未六月十日

正六位廷尉源朝臣為義

右の文本朝俚諺より引たり

一 名簿ニヤウフ

右の二字の多し

薄ハフダナリ
書ハフ云

後三年合戦物簿

家衡イヘヒラ

のの千任チニ

といふものやぐら此上よ

まて終るをあら

し將軍よりやうあんぢが父頼義ヨリヨシ 貞任サタタム 宗任ムネタムをいふゆ

して名簿をさしげて故清將軍コセイをくらひありを力ま

た後、自任をうちえり云二字をさすといひ名簿を指すといふ

て人のより下よ志志ハコトのあやう

物を入るウハカヤ上書ウヘカキをもよめこの板の木目をタテ取テりて去ヘり

横ヨコりて書カキくハ忌むる忌ム獄門ゴクモンの札ハ横板ヨコイタりて

出デく故コト之ノ文字ナリある物ハ横板ヨコイタの時ハ主ヌシのよ箱ハコは

おくおそれども長ナガきお物モノハ堅板ツルイタお上書ウヘカキするをハ箱ハコを横

は糸イトで字ジ次ジをハ主ヌシへの方ハ方カタよあして置オキ之ノ今イマ時トキハ千チ朝チウ

箱ハコを初ハジメりて何ナニ箱ハコをも横板ヨコイタりて上書ウヘカキする故ユエ実マコトは

ぬ故ユエ之ノ堅板ツルイタは書カキ、故ユエ實マコトハ貞衡サダヒラの口クチ傳ツタへ

一 己ミげ物モノよ入イる物モノハとがめを字ジ既シりしトのトウテお

我ワをりて堅板ツルイタは文字ナリを去ヘりしとがめを字ジ既シりし

事コトハ人の才サイとがめを向ムカけぬ法ホウあれをいふ事をコトをたよ

るハ取トル子コを拵ツクリて右ミダリの才サイハとがめを向ムカけぬ法ホウあれをいふ事をコトをたよ

一 書物カキモノは一何と一ツ出まらハ箇條カシコウ多く書付の可なり

一 一ヶ条の可ハ一書ハせぬ也目録メロクあり目一

一 以上と書り是も箇條あり出さる奥ハ以上と書り

一 一ヶ条の可ハ以上と書り目録あり目一

一 貴人キニンに書状又ハ目録あり真マコトに書べ一と旧記キウキに云り

一 一ヶ条ハ文字を中りまじりて正字マサジは出くることたハ御太刀

一 一箇ハ神カミよりくす一と清太刀一腰あり神カミより出さる

一 也御太刀一腰ハ神カミよりくす一と清太刀一腰あり神カミより出さる

一 一御太刀一腰ハ神カミよりくす一と清太刀一腰あり神カミより出さる

かゝり紙シれも状シマツありハ一筆啓上仕候ハ神カミより

一 婚禮コンレイのハハの祝イハヒハ柳ヤナギ栲カをばり守マモり目録メロクハ屋ヤ内ナ表ヒラ多タ敷シ

と書り今世イマヨ習ナラ法ホウ式シキのこゝ成ナリ古コハ有アり

一 一ハ目録メロクハ柳ヤナギ栲カ何ナニ行ユクとばり書カて栲カの字ジをハ出デさ

一 一ハ目録メロクハ柳ヤナギ栲カ何ナニ行ユクとばり書カて栲カの字ジをハ出デさ

一 一ハ目録メロクハ柳ヤナギ栲カ何ナニ行ユクとばり書カて栲カの字ジをハ出デさ

一 一ハ目録メロクハ柳ヤナギ栲カ何ナニ行ユクとばり書カて栲カの字ジをハ出デさ

一 一ハ目録メロクハ柳ヤナギ栲カ何ナニ行ユクとばり書カて栲カの字ジをハ出デさ

一 進物シノモノの目録メロクを先サキ精シヨウ達テイ物モノを次ツギに魚イサ名ナを

一 目錄は文折紙とよま料紙一葉を多用する古法に細心の
 後の家ばかり一枚を認るれ中葉は少くも三つあり今時
 男一枚を用女二枚を用と云人あり男女の差あるべき
 一 古ハ折紙のまん中より正方正あどくむらり出て人よ巻く
 今ハ金子子正方正或ハ着代何正指代何正と書て何
 正の上のほうは金子を糺して付る多世より古ハ
 金子あり香目斗ありそれ故に何正と斗あ付て別
 香目をハ巻くけり今のを子の折紙も子正方正あどく
 書て金子をハ別な包て巻るより一カ
 一 今時貴人より下等ハ堅目錄を用下等より貴人ハ横

目錄を用とよ説何り古ハ堅目錄横目錄とよ名目
 ありおもひ記せぬ太刀馬の目錄と子正方正あど
 折紙ハ横は折る奥多あど浮文ハ横は折らず堅紙
 を用く貴賤は依て堅横の差別古法ハあるべき
 一 今時子紙とて切紙は書くは古の小文より出さるる
 小文の事 子紙と云ハ手簡と書てあゆめんと云ハ
 手紙と云ハ手簡と書てあゆめんと云ハ
 とよみそ又あぢまりてとよみそと云遠くあるを
 紙とよみのの舊記ハ多事と云昔とよみ書状の事
 一 書状ハ人の名を附苗氏は書くをうやまはれとよむ
 古ハあきると近代のとちりこや古ハ妻の名ハ一向苗氏

を不書はた少くも人の苗氏を二字あるは一種の
文言脇身未とうやま礼ハ何れ書札の法は人の名残
切てキと一イナギヤク行め純ハ細書二行めの上は川カハ書き
細川と云苗氏を二つ切て書、執を心む之極は今も
上書より少く人の苗氏を切て一字を去くは古法も
背きとの上書礼あり又中書一巻の時ハ我苗氏を
片苗氏と書く事、まはりのるも今ハ世と一統法武の如
くをさくは改の、是非あり南世は随て去へ古法ハ
如きは阿ふはとつたは初めを去へ古法ハ
書状の宛所は貴人の名を書きハ文字をふくまざる

書くをうやまひとるは古法之武雜書札篇云宛所墨
字ハ文字細ハ貴親条ハ書又云苗氏を畧して官斗
書て人ハ中と書り一統の貴親中畧加極のあて不
要うすハ少字ハ去極一云古法ハ純極ハ今ハ貴人の
名を去く我名をいふは去をうやまふとす極ハ甚あ
るありあれも今世と一統は法のことハ取れハ段ハ
是非あり古法ハ貴人の名をふく人ハ中を去る事
貴人の法内の人ハ可ハ書す心ある故ハ書ハ去るす
わゆるも貴人の名ハ去く有りハかきずたハくれ
母ナキとろく又たハハあふハ書ハ極ハ心あり

一書札の書ふ^{コウジナ}少海名^{女海名と}と云るは弘安礼節は在り
 阿も同じ事之宛所は貴人の名をあくはま官名を
 ずして世人の恒務ふ所の名を書き事したるハ一
 一系は恒々あつた一系殿と云く新を云く公家あつた
 と武家あつても世人の恒む所の名をわくハ世人の官
 名を書きよりハ一限うやまひる候へ勿論少海名を
 ねどあれハ人々流中と云ふ事ハ少海名をいハ世
 の肩ハ少海名と書く

一合^{ガツテ}点と云ハ人の方より箇条を以て相後を
 承^カび合^テてたと同じ心あつるハ条ハ点をわけて

此^カを合^テ点と云く^ハ点状^カあつる^ハ点^カをう^テる^ハも合^テ点^カ之^カ常^カの
 詞^カハ心^カは^カる^ハも^カ云^カる^ハも合^テ点^カあ^カつ^カる^ハも^カ是^カより^カ出^カる^ハ詞^カ
 一書物の端^カは^カ覺^カと^カ出^カ事^カ古^カハ^カ世^カの^カ也^カ
 一二三の字を^カ書^カ武^カを^カ書^カり^カ本^カ或^カの^カ出^カハ^カ書^カる^ハト^カ也^カ
 是ハ米^カ錢^カあ^カる^ハを^カ記^カす^ハ帳^カあ^カら^カ用^カ於^カ字^カ之^カ字^カ子^カ細^カハ^カ二^カ三^カ
 之^カ書^カハ^カ久^カ家^カの^カ形^カす^ハれ^カや^カも^カあ^カら^カり^カて^カ書^カ武^カ之^カ字^カを^カ用^カ
 び^カて^カ書^カれ^カぬ^カ振^カは^カる^ハ也^カ又^カ書^カきた^カる^ハも^カ書^カる^ハ者^カハ^カ二^カの^カ字^カ
 一^カ二^カの^カ字^カハ^カ書^カ一^カ二^カの^カ字^カを^カ三^カの^カ字^カハ^カ直^カと^カ書^カる^ハも^カあり^カ故^カに^カ
 一^カ直^カと^カ書^カる^ハも^カあり^カ也^カ又^カ十^カの^カ字^カを^カ拾^カの^カ字^カハ^カ書^カ
 一^カと^カ十^カの^カ字^カハ^カ書^カる^ハも^カ拾^カの^カ字^カを^カ用^カハ^カ唐^カ土^カと^カ書^カ

一二三四五六七八九十百千の字を壹貳參肆伍陸漆
捌玖拾陌阡と書ゆり多し何れも是も未幾あるの類を記
す所より類聚をことごと常の書状目録記録書籍あるは
是等字を括弧の字の用ありき

一古き状の文言は何れも年何れも花と何れもをいかにんとい
人ありはるしは年をばさむひひぬともむしは花をい
さむひひきともむなし又神は依てぬともむし

一佛事あるの時香の代物を香奠とも香典デンと云けとも
典の字を用はるしと典の字におぎのりともみても買
取るもそれの香典と云けを香の代物と云るもあり

奠の字の海つねに後字として代物の心あり

進物の目録あるは酒の多を潔白エロクと書く人ありは

書くもさるし酒を伴ふ米を至極能はすもさるし

作をさるし白と云さるし能もさるしげきと作を伴白カタクといふ

中或人なりは能の諸白伴白といふ酒作の者の初より

立りしるもそれの目録あるは書づるは又花の詞も

いふもさるし車と目録あるは日記は有しと柳下河二

又天野一荷は括弧一荷ありき

一古き書札の案文は草花贈給は祝善シウチヤウといふあり云又文言

あり祝善といふ詞古の状は多し祝の字は執の字の用遠

目安とも云之相論の時あらは出さし

一初着状と云ハ申状のおもむきを約するに依りありと書論の

相手を右出シ一終らぬ時申状ハ不審の候何れハ同案

書付を右出シ是を初同状と云ハ初同状を以て書約終らぬ

時返着状を右出シ初着状と初陳状とも云之相とれり

二同状二着状之間状三着状よりハ出さし又書調は武難

書札書論あり

紙ハ包ころを物より書名教おをかくる古ハあるあり

是て紙ハ包む物ハ両端紙の外ハ少ク出シてくれと云ハ

後ハ折む之紙のけ長ハ折込盡し目録ハ之を品教ハ

書名に書名の目録とされハ包紙ハなきお教おと書名可

及申之某の款名香をその款して紙の内ハ包ころ外

より食本のふをさる物ハ之を品教ハ

一太刀馬の目録を某の時目録を受取らる申書云して

表書と通すハ早あり書て目録を返さる書廣院

殿ハ代より始ると云況あり又伊勢書版流ハハ以て書を

わけ返すと云況あり何れも表也古ありて目録を以て

控書する目録を返さる書と云ハ之を別紙と云

て書と云ハ是ハ太刀馬の書限らぬる書札禮節と云折紙の

らんあひゆるめけりと思はれらんあひゆるハ目録と違わぬ書

貞文云是ハ私
奉行ヨリ出又過
書ナリ領内ノ過
書ナリ

從大坂至江州。相越人數百人馬荷物亦多
上下在_下以_上之_下煩_上之_下勤_上過_下也仍_上以_下件

永正十六

五月六日

貞躬

細川友房

城州
攝州

河州

諸役所中

私ニテハめ陸
折紙ニテお調

貞文云コレハ公
方ノ奉行ヨリ
出ル過書ナリ

伊勢國下向州人荷物之興者丁馬武正
法関渡上下無_下煩_上之_下勤_上過_下之_下所_上以_下作_上下_下也
仍_上以_下件

明應三年五月八日

散位三善朝臣

前丹波守平朝臣

書札多ク云々此中初之名列を目的の事ハ不書_上之_下異_上之_下
書之_上一行_下之_下之_下之_下自余の過書_上之_下准_上之_下

一 位署書_{イシゴカキ}と云ハ官位ある人官と位_{ウツ}と名_ナ兼_ナせて書_{カキ}き
法_{ホウ}之_下め_上の_下を_上之_下署_{ウツ}の_下字_ジハ_上あ_下る_上之_下と_上ハ_下字_ジあり_上之_下を_上之_下を_上之_下を
之_下の_下之_下署_{ウツ}の_下字_ジハ_上を_上四_シめ_上ば_下く_上之_下夏_{ナツ}の_下異_イ之_下の_下署_{ウツ}の_下
字_ジハ_上を_上日_ヒの_下法_{ホウ}書_{カキ}之_下似_ニる_上字_ジあり_上如_ニ遠_{トウ}へ_上く_上法_{ホウ}初_{ハツメ}位_イ署_{ウツ}
の_下書_{カキ}振_ヒ之_下ハ_上之_下法_{ホウ}式_{シキ}あり_上位_イを_上之_下書_{カキ}之_下之_下中_{ナカ}ノ_下官_{ウツ}を_上
書_{カキ}之_下之_下何_{ナニ}の_下官_{ウツ}を_上之_下書_{カキ}之_下之_下中_{ナカ}ノ_下位_イを_上之_下書_{カキ}之_下之_下何_{ナニ}の_下

雜記九

卅一

官ハ高ク位ハひくきと又位ハ高ク官ハひくきと又官も位も
 同なりとて高申あきとの書物各に法式故実あり法式
 ハ職系抄の末より又拾芥抄と云書もあり此れも
 両書とも少くあやまり近年四辻宰相の家人壺井安藤門
 深義知といふ者此家の故実ヲ精しき人なり位署云の法
 式の書を作りし事をも云を位署類儀私考と名づく所也
 書之位署書をせざる書を足るべし其家の故実ありども
 武家にも官位あり人の家の故実の通り又書く位署を
 之より書る後之法式をとりて依りて書べきあり
 〇 位署を書へきよハ官位相違と不為とを先能依り

て可書也 官位相違とハ官と位の法をいふを云官ハ役位ハ官位の
 所ふこの法身しき官ハ位も書く候き官ハ位もかろし
 たとハ太政大臣ハ正一位又從一位也右大臣ハ正二位又ハ從二位をく定
 ありを相違と云く官位の相違ハ令と云云の内ハ官位令といふ語
 ありあり是を足る一職系抄 相位と官をつらぬる兼守
 行の三字を書かろし何れ官と位と相違と云ハ官をよま
 て位をよま書くはたとハ中納言從三位をく書く 中納言ハ從之
 位あり
 官と位相違せざるハ位を上り書くハ官を下り書く不為の内
 位も高き及ひくはれハ行の字を書かろしたとハ正二位行大
 納言ありと云く 大納言ハ正三位あり正二位
 ありハ位高き官ひくし是相違也 官字ハ位ひくきと
 守の字をひくかありたとハ從四位上守階勃郎ありと書
 あり 此れハ正四位下あり從四位上ありハ
 位ひくき官高し是相違あり 官を二つ兼るハ兼の

字を書かぬと云ふは中納言兼彈正尹從之位ありて
以外書法振ありむつらき候はは簡條は兼守切米の
阿多事はうり記之は本の書振は公家有候の人より
まゝむし一何書

一書状は何れ作と書する作の字ハ少くやまふ詞之振も
可候と云ふと云ふ作と云ふハ用字のみしたとハ
ゆいとの字をておむ志とあり書し
くあむしやうの心
されはうまふあり

一付状と云ハ披露状の多し貴人ハ亦付状をさすその
家人へ付て申入る付状と云ハ但又替を次は記す

一披露状 宛状 充状 能状と云各差別あり凡の
書あり

○披露状ハ貴人ハ書札ハ得ある候は家人ハ状を付て披
露を頼む状を云ハ亦と趣意頼む披露ハ又ハ能振ハ
不作ハあつく書し其宛不ハ家人の名を書て披露状
の宛名の上ハ進上も以て字書くすまそ外此のまよえなり不書も古き葉文も儀工
それハ書法を教ぬ出振あり又ハ宛名のをまふ人ハ中あつく照を
あり

○宛状と云ハ書札法或披露は云充状のり披露状
も直に状も付有て指を存せむ文挿披露状乃
如くありて或ハ序中或ハ書面ありて中次の位より照
を何れくは是を充状と云又内状と号しハ披露状

東鑑卷六 文治二年七月廿四日
 為仙洞御願為被
 有早家監靈於高
 野山被建立大塔
 自去五月一日被行
 嚴密御佛事而供
 料所以備後因大
 田莊加御朱印△
 日所被奉寄也△

より控うやまし御之 ○内状右の宛所の事くあらぬ

○外状と云ハ書札等々云つけ状と云ハ言ハ書札ある所

内札へ對せしむしゆく きんは書札の文云とあれ而ハ内札の名を
 かくし披露状より教うす

一 内封状ハ内状の事ハ時より 隠密の事を申せし時ハ

常の腰文の如く状を切て纏はせし別紙を細裁し纏

して状の中秘を卷き物とし封せし 以上腰文
 上封り

礼紙を卷き又表巻せしもの腰文の如くして上布をひきり

紙よりして結ぶ事

一 外封書と云ハ状のうら書ハ照付をせしもの下書ハ書付

状ハ外封書ハ書付

一 脇付ハ素人の中あぐり書をのりぬ

一 澄文の事ハ子形と云ハ澄文ハ必布をおす物ハ上古平

と云ハあうり 時の事ハ墨を付ておしと云ハ

と云ハこれハ布の字をおしと云ハおとこの子の形をお

しける事ハ赤藍卷ハ子形と何ハ子の形をおす事

と云ハ今も布あき時の丸ハ墨を付ておす事丸刻といふ

この子の形をおしと云ハ

一 紙を糊してはぐまをまらぬ事ハおとこの子の

起清文をのりし白紙ハ花書をのりし御牛玉の裏ハ花書

を書し白紙ハ牛玉をのりし合書ハ牛玉の方より上をぬる事

越信後よりあり

一 恙列を付るに云ハ出陣の前は信より其ありき軍勢

の名を帳面を書きぬを云々軍勢の列長ある人この名を書

故恙列と云々是れいつきいたるに云々遠方より爰元ハ

きつまる軍陳は既らず商番の
人々名をかくもあ

一 簿上書ハハ封志の書宗立大双紙
まんじり進上書の程ハ封志の

不書るに進上簿上も不書封ハ封志の云々内書ハ封志の

長く云々中書ハ書まらぬハ此也

一 脇付ハ進上書を悦ぶと書く簿上を云々書ぬ状の時

の云々進上簿上と書封脇付ハ進上悦ぶと云々

言言ある不書也進上惟解簿上惟解と書封ハ解
付ハ惟解不也

一 状の服ハ人中と書るハ先の亭主の百位あり人々

の中ハ状を書きと披蓋をこのむ心あり

ハ状を書きと披蓋をこのむ心あり

一 出家あるを云々状の服ハ玉座中又座中ある書るありハ

ハ状を先の人の座の中へ書き心ハ座ハ向て学文也

時よりて居る墓之玉の字を付日ハ座をわめこの心也

てかきりこの座と云心ハ榻下又玉榻中あるハ榻の字

も座の字と同一心ハ書るにハ時のなりて座の墓ハ枕下葉下

唐土の書は見えたりその由来を以て鯉の字を状の字を用ひ
也魚の字鯉の字もそれを用ひたりと曰ひたりと云ふ事
返の字と同く回鯉以下返状と云ふ心

— 回章といふ返状之章ハ又章あり

— 衣袴ホカ圍下と書くる衣ハ出家のころも袴ハ出家の持り
袴の子之圍ハ二階修りの門之今山門と云ぬハ出家の門ハ此
状を巻くと云心日て衣袴圍下と書ハ又侍者中と云る
侍者ハ和尚のをも不居ハ出家をさして云

— 音シヤウ反の字ハ征夫シヤウを以て道也と云ふハ目錄ハ此字征夫
と一行ハはげし書ハ真敷シヤウハ書ハ不及征夫ハ必履ヒツ也

されども目錄ハ履をハ書ハ不及也京師將軍徳大名ハ所成の
中道上の目錄の古案の如し

— 弓二張人ハ道中時の目錄ハ弓二張と書へり此ハ弓一張と
書ハ次ハ又張替一張と書ハ二張の弓を引と云候ハ二張
弓書ハるを疑ふ心 二張の弓を引といハ敵ハ射して弓を引く者ガ
心ガうして射方ハ向て弓を引くハ二張の弓
を引と云ハ此も亦ハあり

— 出家方への書状の宛而何ハは房又何ハは坊と書るハ出
家のおを房と云ハ坊も同くハは房の字ハ坊の字也
坊主とも云ハ武雜書礼部ハ坊の字昔ハ大略房の字也
近代坊と書るハ誤之云ハ近代ハ未ハ及也の時代の近

代也房の字ハ イエヲホ子 ありくよむ字と云ふのるは坊のま

ソミキマタ あらくよむ字と云ふのるは坊のま マキ

一書状のるを厚書と云ふ返状を回書と云ふ カクハト 唐書と云ふ漢の代

の蘇武と云者胡國はと云りれ カクハト 鷹の足は文を由りて

故郷へ送りし故有ありと云雁書回書と云

一冬去のるきむき時ハ硯の水入は酒を入と云へ古よりある也

後醍醐天皇年中行幸の内正月十日縣召除目の条云

コダイ あくくわりの除目ハ法題 硯のぬきと云へ酒を入と云へ 康

さとのるは酒ハ室中と云るありと云へ酒

も用然と云胡椒を水入煮と云へ甚き程とせん

其水を入もよき味ハ温熱ある也 コト

一歌書ハ外題押と云 カクハト 是ハ武家の歌書方ハ 古今集以下の勅

撰之外歌書ハ端と云へ伊勢物語源氏物語以下惣て

物語草紙類ハ其外と云へ又云相法草紙の外題紙

中ありするは其物語の表紙の本と云へ定家以下の句

卷の本と云へ題も同書あり コト 其外題あり コト

新 サンニヤクイン 鏡院夜 迎來夜 書と云へ古き外題のよき

おけるを惜りて古き外題と云へ コト 其外題あり コト

よき中と云へ外題おける始 コト 是ハ源氏物語のよき

あるを自家の物語と云へ コト 其外題あり コト

鑑叢抄云双帝

鈴ヲ中ニ書アリ端

ニ書アリ如何勅撰

等ノ歌草紙ハ皆

端ニ書大和物語

伊勢物語等惣テ

物語ハ中ニ書 是冷泉家

ノ記其外ハ無沙汰

又於聖經天台宗

ニ山門ハ多分中ニ書

キ寺門ハ必端ニ書

ト云々

右説ハ三藐院殿

リモ前ノ事ナリ山門

ハ比叡山也寺門ハ

兼寺ナリ

太平記卷三三人僧
徒開東下向ノ条ニ

云忠田坊ヲ噉問セ
トス此僧正天性臆

病ノ人ニテイマダ青平
ル先ニ主上門ヲ御

カタラヒ有シ事大塔
官ノ御アルモ後基

ノ隠謀ナド有モテ
ラス事マテモ殘ル所ナ

ク白狀一卷テセテ
東鑑卷卅三云可被

東鑑卷卅三云可被
白狀一卷テセテ

昔四集卷三
白狀一卷テセテ

と云 小村季吟の記に見たり 季吟ハ吾學志ニ傳テの御目録
枕蓑子の表曙抄 伴勢持臣の

徳抄徒然草の文匠抄八代集の抄を
外去の抄物をあひまゝ著しけるあり

白狀と云ハ罪科人拷問を何ひて我悉乎を包ますありし

ヤを一々書ける白狀を云ハ明白の白を隱也事にあ

らハ世心之白狀の事今ハ口書と云 又云白の字マラスと云
ヤも趣を著しけるあり

一 怠狀と云ハ今時あやまり後文と云物の子之我意りハ紛れを

之と云るを書て人々をさるゝ怠狀を強ひりしりハ淫元

物話ハ見えたりと村の人乃初り人の不慮ありしをせりて

事抄てよりの老翁の事書を仕家早くハ石調法の院ハ免

ら下りしと云る事書をたぬ志やうを云ハ即ち怠狀を

信ふと云事あり

一 乞索歴狀と云ハ人の物をも事理を所せりしり

取ててまよハ事理をゆげり狀を書せし云るのハ源平

盛衰記ハ 外院兼清
遷居の条 人の力て執持を心のみは其の

人をあどしておる指の文をゆせんとは書をハ乞索歴

狀と云りし何の人の詞をゆりあふと云ハすか

らありと云理歴狀あり あふと云るハゆりありあり

一 公帖と云ハ五山流 禅宗ハ同
陰滴流の僧官位ハ昇百時ハ方家の

許狀之 首望以上ハ授
禪家ノ私ノ官也 是又室町家より始り例あり

一 赤坂と云ハ初り所を拜領しし人ハ其地所を引渡り

とあるは後授の状あり古き素文左の通り

お渡

陸奥國岩城郡中平窟上田産四郎入道治夏

右彼所々飯野八幡宮涉寄進状之有伊賀之臣在御尉

盛光代官お渡之早仍渡状の件

康永四年七月廿七日

奥州岩城殿

出羽権守親胤判

一引付に云ハ何ぞ奉有る村妻細日記は書兩巻を之に
後ハ其日記を先例を考るための書兩巻引付との法
は書付とのあり也

一上^{ニヤシ}取^シの状の死所の人の名字の上の或ハ得^ル上或^ト

取妻礼書
三進上二進上
三二進上

進上或ハ進上を奉^ル事之進上伊勢も及^ルなり
進上ハ上^ニ也海之上^ハ中^ニ之進上ハ上^ニ也之進上ハ上^ニ也
海^ノ上^ニ六等家より少^ク歟^ル之進上ハ上^ニ也
まハ上^ニ所^ニ無^ク貴人ハ上^ニ家^ノ人^ノ方^ニ一^ニ様^ノ状^ニも^ハ貴
人^ノ名^ヲ於^テ書^ク人^ノ名^ヲ上^ニ書^クる^ナり

一書^ハ合^シ格^トある之^ノ種^ノの^ハ何^トも^ハ一^ニ書^ト以^テ入^ル時^ノ

の^ハ振^リ入^ルも^ハ立^テこれ^ハ大^ニ相^シ替^ル事^ト也

細川幽齋書札抄
三の巻のり

一筆^ハと相^シ認^ル事^ハハ^ハ其^ノが^ハお^ハあ^ル事^トも^ハ不^レ可^ク也

る^ハを^ハい^ハす^ル書^付て^ハ書^付け^テ原^本を^ハ用^ヒて^ハ調^ベる^ハ

雜記九

四十

儒のたゞの書
本流抄 *honryū*
あり

いふおしきてきま状より一孝とあ認めんは
細川直高書札抄
今世まう急なま
状はハハ一孝合格上はと書く半阿なまり
昔も日付一孝の奉行奉合致仕あごの上中
皆近代の定地書札の古業急なま
といふ文言もあ 鞍馬天狗と云猿樂の儀一孝
合格上の古款もあ見ず
も跡す散り始り況実る面
信あくとくも本陰又しこを海へ
るも我ら一孝のまして送るるむ
西宮の書

一 古き披露状の業文はホの旨
法意といふ方の奏者の意を云ふ
とてあしきり上りハ奏志の意を
はるより古状の文言を讀て
をを贈送とれと贈下と云へ
一 今世尚阿の世俗の状の文言
を付日事ありハ
あを此類ひ皆我事之又
なれりあふ
してま家の詞も
あ

おし書し道理を知りしれども世傳のあつたまをむく
 一 瑞重の瑞氏要覽云瑞重修云あるを但合掌俯首
 示教云々宣胤卿記云永正十六年條中御門及口
 久書久不中通恐服は涉勇健は哉瑞重は恐く敬白
 云々付ははめはのすし一

一 京都將軍時代武家の書札の礼ハ弘安礼節を本了
 して用する之状の止所の洞弘安礼節は七段あり一

其 頓首誠恐謹言 其ノ不ハ名宗 二ハ其 誠恐謹言 三ハ恐懼
 謹言四ハ恐懼謹言五ハ恐々謹言六ハ謹言七ハ之状也
 一 上文と云ふ文の上書と云ふ人のけりふの日記 右大將道綱の母の日記あり 内

信のむむのむよりと云ふひあもはうし心むくうきく
 てうまもあしふりとうのむをいりあむん又うの
 ぐきと云う伊勢物経よりいさきむむさし何れこと
 かたてとあ色ばうまのまといり何れもあ

一 肩書カクガキ下書シタガキとのふるま玉章秘傳抄云肩書下書との
 肩書細字と云ふ賞祝の事之下書ハ道と澤上の下書
 を云あり 貞丈云肩書トハ人々中ノ肩ニ居所ヲ細字ニ書ラズ是
 貴人エ事ラ状ノ礼也下書トハ道と澤上ノ下ニ官名ヲ書ラズ道
 上ハ上書 謹上ハ下等ニ用テ
 肩書下書ハ元

二條殿

人々清中

雜記九

たよハハハ二條ハ居所の名ハ細字
 居所を人々清中の肩書と云ふ事あり

進上 何官殿

謹上 何官殿

進上の謹上よりよりいふは進上謹上の下
は向の人の官名を書きしを本書と云

一 我返書の子を涉報貴報あつく賜ふ書より我うるお
はの字その字付るいづかあせども書よりいふは用事好
事あれい改るふ不及し書終す。一世上一統る終ふ一

貞丈云貴人あつたなり返書は古のころ格法を改へて私私より
相若謹書あつたかき手れこれい貞丈うね云く式にありは

一 或人問て云舞引出物あつた出の刀のころうをて目録
徳比時其書報のい身法式う向貞丈答て云古法を
其故ハ刀のころう目貫刀あつたころう以外の具も別
取あつたころうは其終矢の形もいれ一ツ

目録は書は事もあつた右刀も刀もころう
らへの具もあつたの無き其右刀のあつたは
ころう終矢もあつたも書は物も別は目録を作り
書記も不及は故古代は物も大なる見もい今世
はく相事、はくころうあつた入はやかのころうは
刀の格具の目録書報の古法は無き

一 若筆の事一名明衛往來雲州消息云右只今提去内書は

若筆仍右筆非暇進可注申傳さく又今川了後の書は
一 難右平記は今年中とありといふあつた申風意あり
る時、若筆あつた思の外は書曲る百平ともの書の端

孫比興也云々右書は右筆とありハコトコト相違あり
以て人より付て書志むるハ何れ右筆と右のあり
を抄り奉て右筆と云むハ正世の書役の筆を右筆
と云右筆と書ハ非し右筆と書正とすハ又抄り
東鑑云治承四年四月廿二日康清歸洛武衛遣委
細御書被感御康信之功大和判官邦道右筆
被加御書御刺又同六年五月十一日伏見冠者藤
原廣綱始奏武衛是右筆也と有り抄りのあり
右筆と云ふハ一ノ

一安堵と云ハ人々知れぬを指し村正地所の名何方

より何方と田畠畠町畠段段少と限を記し
書物あり安ハ氣に堵ハ垣ハ垣ハ人の知れぬの
より何方と云ハ垣を指しハ限を記し安堵と
云ハ俗語ハ心の安堵ハ心も安堵ハ心も安堵
右の安堵の語文を指しハ心も安堵ハ心も安堵
は心も安堵ハ心も安堵ハ心も安堵ハ心も安堵
自身の状安堵ハ心も安堵ハ心も安堵ハ心も安堵
と云自身の状ハ心も安堵ハ心も安堵ハ心も安堵
一下馬札の始洋ありハ東鑑卷三十四云未刺若宮大下
下馬札の始洋ありハ東鑑卷三十四云未刺若宮大下

の初を交て書するの耳はもたれ人よりいへりも世に
 コロエ 意得のめり書し何り多撰りあり今時學文あり
 此者ありありあり一宜しめぬ事し學文の友達ありの言
 てハそれとて一世上春も公侯むきの書札の世上一統
 の習いしと體をへいしは教漢土風を用いしは入
 乃布のぬ事し又道上物の名も唐風の文字も叶を
 ても此方より昔より用事り世ははひあひしる文字を
 用へし鯉を鯪魚と書 鯪を吳魚と書 鯉を松魚脯
 と書 鯉を明晡と書の如くありし漢土の文字は一違
 うとも此方のふと通しきしとれをよし

一 湯下文の鎌倉紙は書く事既記の部も記也

一 公事文を云は公方事の用事りの状を云 公事といふ事の用事り
公方といふ事の用事り

そま回一今時洋論の祈松をさると云はぬあり
何れともは依りて行する事ハ皆ちりあり

一 勘合とい將軍家より琉球高麗大唐に三ヶ國は涉

内書は朱印をおされし書を勘合といふ事
 有りぬあぢや指ある依りしと貞助雜記より

一 状を封する小糊を付する古より何れしと清少納言

の枕草子に云遠き所にも思ふ人の文を封して
 かくひあぢやありあゝ心をもあゝ云一 條院は仕へ

臣女の書しと云ふ事と云ふ事と云ふ事

常のしゆ書し朱
 不そおされし
 八あり琉球高麗
 至唐國等以内
 書しと云ふ外
 及び改書別は朱
 印し押あり

一 押紙掛紙のり古書は押紙を紙を切つ何れも書は平
書に類えし張付おろそけ掛紙の状をたもた書くも
巻の上を別の紙を白むをいふ紙入表巻ともいふ

一 裏書のり古書は表書との合する古書の名を紙の裏
物に書く依て表の本より末たり或は勘合を巻
物の裏の方を書きをいふかな

一 返りのり古書は人死し日時の方より返りのり
返るのりも返るのりも書礼禮節を云ふひの文は返る

一 返りのり古書は人死し日時の方より返りのり
返るのりも返るのりも書礼禮節を云ふひの文は返る

一 目出交うと云く女の方を返りのり系都將軍の返る
の古書古書等は見えはとある何れも一こと書あり
系く少書は云く女の方を返るのりを免るは心掛り
中あとも又心掛りして中へれとて心掛りあるは
とあると又武雜書札書に云く何れは心掛りして
あとも又心掛りして中へれとて心掛りあるは
ともともあはる又宝町及び日記云く紙三十六枚後
括はるるのりも書くは心掛りして中へれとて心掛りあるは
ともともあはる又宝町及び日記云く紙三十六枚後
括はるるのりも書くは心掛りして中へれとて心掛りあるは
ともともあはる又宝町及び日記云く紙三十六枚後
括はるるのりも書くは心掛りして中へれとて心掛りあるは
ともともあはる又宝町及び日記云く紙三十六枚後
括はるるのりも書くは心掛りして中へれとて心掛りあるは
ともともあはる又宝町及び日記云く紙三十六枚後
括はるるのりも書くは心掛りして中へれとて心掛りあるは

伊呂代の事とあるものも、かいつて男の状は、八目出は
と状は、件ありあり 男の文は、男の文は、目出とあり
と状は、件ありあり

進物類の部

一 七献の引出物と云ハ初献は馬二献は太刀三献は禮又
ハ腹巻四献は弓五献はツバ矢六献はツカ香行藤六献は刀ツカのり七
七献は少神を進ませるを云ハ
一 式ツカの引出物と云ハ本或の引出物と云事、ツカはさふもち古
の七献の引出物を云ハ畧儀の時ハツカ響ツカ應の献教も
少く三献五献より引出物も献教は、ツカ徳と云事、ツカ又
ハ五品進ませる也

一 進物を紙に包むお形、ツカハ城殿といハ職人のまは

業ツカ

今も京都は城殿といハ
職人ありと云流あり

庭訓往来は城殿扇といハ

城殿が扇名物ありといハ城殿ハ名に、ツカはさる物とする事
ざとあり、ツカ初進物ありとも城殿は包ませぬ日ありそれを
押しおそ手ありとも包む板の物、ツカ物ありハ唐包を、ツカ
既も、ツカおけ万を上を包む事あり、ツカ唐包ハ唐包ハ唐包より
包むと後、ツカハ唐包ハ板ツカ木ツカと云事、ツカを押し
兼、ツカ青所ありありとも、ツカ唐包ハ唐包ハ唐包ハ唐包より
包むと、ツカハ唐包ハ唐包ハ唐包ハ唐包より

包むと、ツカハ唐包ハ唐包ハ唐包ハ唐包より

是おもりの楀殿うをみく形あり

一 進物は乃しを流りありのしとがうりかひ 古の大刀を證

鞍終に外して進物はシヤロヒ 蛇を流りありハシヤロヒ 古の大刀を證

く色とりあつたものなり 蛇を流りあり 古の大刀を證

あつたものなり 蛇を流りあり 古の大刀を證

るあつたものなり 蛇を流りあり 古の大刀を證

包形の系部將軍宗のホウテウシ 古の大刀を證

時引後への膳よものなり 蛇の包形今古を證

ま必の〜蛇を流り風俗あり 古の大刀を證

い〜もむむむ〜のなり 蛇の包形今古を證

時よハかの大草流の引り〜の包形を借来り古の

進物よ乃し〜あつた流りあり 古の大刀を證

一 美物進上と日記よりハ美物とい魚等の事なり

一 進物を紙に包て水引りて結事なり 蛇を流りあり

一 進物を紙に包て水引りて結事なり 蛇を流りあり

一 進物を紙に包て水引りて結事なり 蛇を流りあり

一 進物を紙に包て水引りて結事なり 蛇を流りあり

一 進物を紙に包て水引りて結事なり 蛇を流りあり

一 進物は荒物と云りなり 辛式指青と云りあり 古の

焼し〜折り入て巻る〜 蛇を流りあり 古の大刀を證

何れ物と云ふ書札素く云指看に次才布式に指を折
十合又ハ五合に指十荷又ハ五荷也又素物と申はハ
一種くも也或ハ指一白荷一鯛一折共又ハ十廿在貝蛸
一折指也又云は折は指布或又ある物と云ハ又
物一種又調ゆ云々

一 素卷と云ハ素卷の事也 室胤始祀云承正十六年正月
十七日ノ素 鯛素卷ニ云々

一 今世上は魚を道物と云ふは篠の葉をうらむと云ふ也
篠の葉をうらむと云ふは、あむ草之切腹も人酒
飲も所者のうらむと云ふは、あむ草を用ひて飲食
の類見合也

一 逢物ハ逢ふて詞の事也 あき、素を遠く逢ふて 逢
あはれとも常もけむ得る一 香袋一 ちまこたき
ハ人子送らぬ物と云一 ちまこたきハ人焼と云ふ似る三焼ハ
牙焼といふは似る香の物也切をいむりも切の者
身切也と云ふ似あり矣を人子送らぬ物也切を忌
むる四ハ死に似る六ハ命に似る七ハ命に似る一ツもあ
たらぬを云元服の祝に切符の糸を贈る切也
いふ事男の祝にあむく婚禮の祝に猪毛の馬毛
らす猪皮のうらむ不替すうらむの類もあはる海
あはる猪毛と云ふ似る 秋二毛の行勝を用ひあはる

一 魚類の道は海の前河の後とて海奥の腹の方を人へ
 向け川奥の背の方を人へむけて基は流むと云説あり
 非あり旧記を考ゆはあり何奥より一ツ乃時ハ頭を主
 人の老より腹の方を以て一向とて二ツの時ハ腹を向ひ
 合せ二ツの時ハ同前より一ツハ背の方を外江ありて
 流む之海川の若副ハあき事々
他家もハ海川の若副
ありし高家も後
一 主所取の礼式ハ海川の
を前より後列を用く事あり

馬代之事書れ大方云如別昔ハ馬代子定より書を
 一 乱以後二百足の事ハ今も國よりして子定のつり方も
 有と也云く一 亂ハ應仁年中の大乱を云能色ハ東山
 郡信代應仁の乱以前ハ馬代と阿色ハ五山ノ巻一
 け家ハ乱以後も三百足ありと云く是ハ抄よりその
 事より一 敵中へ馬代道よハある處の事ハ旧記より云
 移るても折寄生馬の者合さる時ハ馬代用ひ一 あり
 一 今時付巻として黄巻一枚銀子一枚あり書りる色
 紙を基子の事よりして馬代付て金銀を巻副も色紙

まゝの古ハ付基と云ふあり一要脚何定と云旨
並一多敷ノ殿中見々同と懸は同子ハあり
付基と云物後世志出ハた^ま物^し
まゝのひま 大判小判
まゝのひま 古ハ後
通用志
まゝ

一 倉らんほ子ハ片^ま片^まを折^ま入^ても進^まも年^日記^し
又ハあり折^とハ橋^の板^を折^り入^て造^るる^る箱^に食物^を
を入^れ折^の作^り折^と折^と一^大小^長短^度換^へ物^を依^て
相應^はは^いは^しる^事あり

一 進物の小袖一ウ^さ袖^二重^の多^少神^の教^は志^る一^進
進物乃少袖の下と^らり^り豊^記抄^は志^す少^袖を^ての^下

とらハ事^教物^多の^時の^るは^修成^と志^す云^は練^貫
貫^五重^袖の^志と^らり^五重^を又^志と^らり^だん^一
志^廣が^る志^上子^練貫^を志^て紙^の切^目は^前ハ
志^上子^練貫^を志^て紙^の切^目は^前ハ
だん
志^上子^練貫^を志^て紙^の切^目は^前ハ
志^上子^練貫^を志^て紙^の切^目は^前ハ
志^上子^練貫^を志^て紙^の切^目は^前ハ

一 志^上子^練貫^を志^て紙^の切^目は^前ハ
志^上子^練貫^を志^て紙^の切^目は^前ハ
志^上子^練貫^を志^て紙^の切^目は^前ハ
志^上子^練貫^を志^て紙^の切^目は^前ハ
志^上子^練貫^を志^て紙^の切^目は^前ハ

一 志^上子^練貫^を志^て紙^の切^目は^前ハ
志^上子^練貫^を志^て紙^の切^目は^前ハ
志^上子^練貫^を志^て紙^の切^目は^前ハ
志^上子^練貫^を志^て紙^の切^目は^前ハ
志^上子^練貫^を志^て紙^の切^目は^前ハ

いしふり下等の者よりかあり

一物一種より目録を添へきり書札の部に記す

一腰差とのみり古書に見ゆる是の巻物をよむに終りたる

時それをきて腰差をよめて退出せざるをきて源氏物語

その巻の巻よよまを教のろくあが大徳よりあがるとして

いしふりハことふ女のさきうそく東派考役の四位よりあがるとして

ちあどたごの殿上人ハあちまををあが一書りして

なごよんはさきうそくまたまふそく抄は腰差之足箱之巻を

ら腰差をさすくハ清少納言枕草子ハ雪の山抄よりあがるとして

さめりてまぬ二あひとせしてえんはあがゆきとつて

重によりておのころよまうしてさるまうとてぬハ左條

記云寛仁元年廿八日壬戌或人云夜部攝政殿令考

大殿給于時令申太政大臣宣旨給之後有書出

物御隨身等賜腰指云々又寛仁二年一日甲午考大殿

内御書始可有尚侍殿之由中小舍人於便所觀盃之

後腰杖後○兵範記云仁平二年十一月十五日己巳天晴

三位中将殿令申御慶賀於所給此此間隨身賜腰

差有生二足番長二人元近衛四人等○こころのさうのさうハ

一太刀と馬を道とる事ハ東鑑ハ毎年正月の境飯日

日境飯を献ぐる人古刀馬皆行儀ホを上る事

源氏こそよの事
あつともよの白
さうまふさう
あつさ
細はよまふさう
ハ箱之河内抄ハに
まハ腰差を箱の
事ハ箱者金帳ハ
足箱の事ハ
さうまふさう
あつさ

東鑑云文治二年
月十二日二品若君御
行始也入御三八田右
兵衛尉知家南御
門宅十葉小太郎
後御叙知家献御
馬御叙等又云文治
四年四月上孫女献
境飯相副馬五足二
品此御南面総州
自持卷銀作叙云

文明日記十七年

又永正十五年四月

十三日中納言四條

宰相越前息女西

尾夏是柳一荷兩

重千鯛五千鱈五

来千鯛三尾赤門三郎云々は外あり 千尾八千鯛何枚と
て進物とせし箱と介物あり千鯛箆箱と云々
何枚と何色ハ第ハ八寸云々又細川玄首書札抄あり
進上何々云々千鯛百と云々あり

一ムコ 輝引出ヒキダ云々古代よりけ稱あり江家次身云婚取次
身智ヒキダ云々遣ヒキダ曳出物馬二匹送物云々又保平盛
衰記云六条判官為義之女を熊野別當教真と
嫁せし時源氏重代のホマル吼丸を輝引出物と云々
教真と贈りしと云々あり

貞丈雜記卷之九

